

特別療養費の支給及び保険給付の支払いの一時差止め等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年省令第53号）第27条の5の2及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2の規定に基づき、国民健康保険料（以下「保険料」という。）を納付しない世帯主に対して、資格確認書又は資格情報のお知らせ（以下「資格確認書等」という。）の返還、資格確認書（特別療養費）又は資格情報のお知らせ（特別療養費）（以下「資格確認書（特別療養費）等」という。）の交付並びに特別療養費の支給、保険給付の支払いの一時差止め等について、必要な事項を定め、保険料滞納者に対する納付指導の機会を確保するとともに、被保険者間の負担の公平と本市の国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 特別療養費の支給対象者は、保険料の納期限から1年が経過するまでの間に、災害その他特別な事情がないにもかかわらず保険料を納付しなかった世帯の世帯主とする。

2 前項の世帯主に、弁明の機会を付与した通知書（第1号様式）及び弁明書（第2号様式）を送付し、提出期限までに提出されないとき及び弁明によっても特別療養費の支給とすることが正当であると認められるときは、特別療養費の支給対象とする。

(資格確認書（特別療養費）等の交付等)

第3条 市長は、特別療養費の支給対象者に対して資格確認書（特別療養費）等を交付するときは、返還請求通知書（第3号様式）により、事前に通知し資格確認書等の返還を求める。

2 市長は、前項により、資格確認書等の返還を受けた後、又は返還を求めている資格確認書等の有効期限が経過した場合は、資格確認書（特別療養費）等を交付する。

(特別の事情等の届出)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、特別療養費の支給対象とすることはできない。

(1) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第1条に規定する特別の事情の届出（第4号様式）により、保険料の納付が困難と認められる世帯主。

(2) 原爆被爆者に対する援護に関する法律等、別表に掲げる公費負担医療の対象者で届出（第5号様式）があった世帯主。

（保険給付の一時差止め等）

第5条 保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止め対象者は、資格確認書（特別療養費）等の交付を受けている世帯の世帯主であって、保険料の納期限から1年6月が経過するまでの間に、災害その他特別の事情がないにもかかわらず、保険料を納付しなかった世帯主とする。

2 市長は、保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止めを行うときは、世帯主に通知（第6号様式）をする。

3 市長は、保険給付の全部又は一部の支払いを一時差止められている世帯の世帯主が、災害その他特別な事情がないにもかかわらず、なお滞納している保険料を納付しないときは、あらかじめ世帯主に通知して、一時差止めに係る給付額から滞納保険料を控除することができる（第7号様式）。

（資格確認書等の交付）

第6条 市長は、資格確認書（特別療養費）等の交付を受けている世帯主が滞納保険料を完納したとき又は解消が図られると認められるときは、資格確認書（特別療養費）等の返還を受けて、次の各号により資格確認書等を交付する。

(1) 納期到来分までの滞納保険料を完納したとき又は著しく減少させたときは、資格確認書等を交付する。

(2) 前号以外の場合は、「国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて（令和6年9月20日付通知保国発0920第1号）」に定めるところにより、資格確認書等を交付する。

（資格確認書（特別療養費）等の有効期限）

第7条 資格確認書（特別療養費）等の有効期限は、次回交付日（年1回）の前日までとする。

（世帯の異動及び変更等）

第8条 市長は、資格確認書（特別療養費）等の交付世帯から世帯の異動及び変更の届出があったときは、納付相談・指導を実施した後、次の各号のとおり資格確認書等又は資格確認書（特別療養費）等を交付する。

(1) 資格確認書（特別療養費）等の交付世帯から世帯分離（転居を含む。）したときは、分離世帯に資格確認書等を交付する。

- (2) 資格確認書（特別療養費）等の交付世帯が資格確認書等の交付世帯と世帯合併（転居を含む。）したときは、資格確認書（特別療養費）等の返還を受けて資格確認書等を交付する。
- (3) 資格確認書等の交付世帯の被保険者が資格確認書（特別療養費）等の交付世帯に転居したときは、資格確認書（特別療養費）等を交付する。
- (4) 資格確認書（特別療養費）等の交付世帯間での異動があったときは、資格確認書（特別療養費）等を引き続き交付する。
- (5) 資格確認書（特別療養費）等の交付世帯で世帯主変更があったときは、資格確認書等を交付する。
- (6) 前各号の規定にかかわらず、当該世帯合併、世帯分離及び世帯主変更が新たな資格確認書等の交付を受けるための形式的なものと認められるときは、交付されている資格確認書（特別療養費）等と同じ有効期限の資格確認書（特別療養費）等を交付するものとする。

（再加入）

第9条 市長は、資格確認書（特別療養費）等の交付世帯が一旦、資格を全部喪失し、再加入したときは、納付相談・指導を実施した後、一旦、資格確認書等を交付する。なお、滞納が続く場合は、第2条に該当するとみなし、資格確認書等の返還を求め、資格確認書（特別療養費）等を交付する。

（資格確認書（特別療養費）等の交付等に関する措置審査委員会）

第10条 資格確認書等の返還、資格確認書（特別療養費）等の交付並びに特別療養費の支給、保険給付の一時差止め等の措置を適正に審査するため健康医療部保険相談課に措置審査委員会を置く。

2 措置審査委員会は、次に掲げる職にあるものをもって組織する。

- (1) 健康医療部保険長
- (2) 健康医療部保険相談課長
- (3) 健康医療部保険給付課長
- (4) その他健康医療部保険長が指名する職にある者

3 措置審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康医療部保険長、副委員長は健康医療部保険相談課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、措置審査委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 措置審査委員会の庶務は、健康医療部保険相談課において 担当する。

(施行細目)

第11条 この要綱について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱における保険料は、平成12年4月1日以降の納期限にかかるものとする。

附 則

この要綱は平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付された国民健康保険被保険者証及び国民健康保険被保険者資格証明書の取扱いについては、なお従前の例による。